

人吉市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業
通所型サービスA事業所
デイサービスセンター アゼリア 重要事項説明書
(令和6年4月1日現在)

1. 事業者の概要

(1) 法人の概要

・事業者の名称 社会福祉法人 回生会
・所在地 熊本県人吉市蟹作町3690番地
・代表者 理事長 堤 研
・設立年月日 平成22年10月22日
・電話番号 0966-32-9350

(2) 施設の名称等

・事業名 デイサービスセンター アゼリア
・指定年月日 平成23年9月13日
・所在地 熊本県人吉市蟹作町3690番地
・電話番号 0966-32-9350
・ファックス番号 0966-32-9351
・管理者 施設長 尾方 洋平
・介護保険指定番号 4370301006

(3) 事業者の目的と理念・運営方針

【目的】デイサービスセンター アゼリアは、介護保険法に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自律した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図ることを目的として、利用者に通所介護サービスを提供します。

【施設理念】私たち職員は、施設理念の下に、施設運営に取り組みます。

1. 人としての尊厳を守り、その人格を尊重します。
2. 自律への希望と意欲が持てるサービスや適切な環境を提供します。
3. 地域社会における福祉水準の向上を目指し、地域に貢献します。

【運営方針】理念に則り、以下の運営方針について取り組むことで、利用者のしあわせを追求します。

1. 利用者や家族に礼節を尽くし、信頼関係を築きます。
2. 利用者それぞれの自分らしい生き方や生活の実現に向けた支援を行います。
3. 利用者主体のケアを行い、心身状態の維持・改善に努めます。
4. 利用者の情報を把握・共有し、効率的なチームケアを実践します。
5. 家族との連絡を密接に行い、安心して利用できるサービスを提供します。
6. 利用者に満足して頂くため、職員が快適に働くことのできる環境作りに努めます。
7. 地域との連携を密にした福祉サービスを提供し、地域に貢献できるよう努めます。

(4) 施設の職員体制

職 務	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者（施設長）		1		
看護職員		2		1
介護職員	6			
生活相談員		1		
機能訓練指導員		1		

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(5) 利用定員及び営業日等

利用定員	18名
営業日	月曜日～土曜日
営業時間	9:20～16:40
通常の事業実施地域	人吉市（但し、現行利用中の利用者はみなしとして継続利用できるものとし、新規利用者については、市町村間の協議の上で提供を行います）

2. 利用料金

利用料金については、別紙1に掲げる利用料金規程をご覧ください。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

3. 緊急時における対応方法等

サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。また、天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じます（主治医・家族等の連絡先は利用申込書にお書きください。）

4. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、家族、主治医及び居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。その事故が賠償するべきものである場合には、速やかに損害賠償を行います。また、事故の状況に応じて市町村へ報告をいたします。

5. 要望及び苦情等の相談窓口及び苦情解決のための第三者委員の配置

お客様相談窓口	窓口責任者	生活相談員	馬場美枝子
	ご利用時間	8:30～17:30	
	ご利用方法	電話（0966-32-9350）	
		面談	当施設相談室
		意見箱	当施設玄関に設置
窓口責任者が不在の場合は、施設職員が24時間受付をいたします。			

苦情解決のため、当施設では第三者委員を選任し、必要に応じて第三者委員会や苦情解決委員会を開催することで、問題解決を図ります。

第三者委員	屋代 忠良（蟹作町民生委員）	電話番号	0966-23-2738
	東 侯男（東間上町民生委員）	電話番号	0966-23-5976

○行政機関その他苦情受付機関

人吉市役所介護保険係	人吉市西間下町7-1	電話	0966(22)2111
熊本県国民健康保険団体連合会	熊本市健軍2丁目4-10	電話	096(365)0811

6. 秘密保持

当事業者の職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう、また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、雇用契約の際に文書にて誓約しております。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書によりお受けすることとします。

7. 資質向上のための研修の機会の確保

職員の資質向上のため、採用後1ヵ月以内、またその後、随時研修等の機会を確保いたしております。

8. 利用にあたっての留意事項

喫煙	喫煙は定められた喫煙場所にてお願いします。
飲食物の持ち込み	飲食物の多量の持ち込みに関しては、利用者の健康管理・衛生管理上、原則としてお断りしております。
謝礼、贈り物	当事業者では、ご利用いただく皆様方に余分な負担をおかけしないという趣旨から、謝礼、贈り物につきましては堅くお断りします。何卒ご理解いただきましてご協力いただきますようお願い致します。
その他	サービス提供を受けるにあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡してくださるようお願いいたします。

9. 非常災害対策

防火設備	避難口、防火戸、スプリンクラー設備、屋内・屋外消火栓設備、自動火災報知設備、非常通報装置、漏電火災警報器、非常警報設備、非常電源設備、誘導灯及び誘導標識等
防火訓練	年2回以上（避難誘導（夜間想定含む）、消火及び通報訓練）

10. 禁止事項

当事業者では、多くの方に安心して利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

11. 第三者評価の実施状況

デイサービスセンター アゼリアが提供するサービスについては、第三者評価を実施しておりません。

12. その他

当施設の詳細については、パンフレットを用意しておりますので、お申し出ください。

【別紙 1】

令和 6 年 4 月 1 日現在

○デイサービスセンター アゼリア 利用料金規程

1. 介護予防・日常生活支援総合事業（人吉市の定める基準による）

（1）第 1 号通所事業

①基本サービス費（通所型サービス A）

提供時間	5 時間以上
区分	利用者負担額
要支援 1	3 3 8 円／回
要支援 2	3 5 1 円／回

提供時間	3 時間以上～5 時間未満
区分	利用者負担額
要支援 1	2 4 0 円／回
要支援 2	2 5 0 円／回

②各種加算

加算項目	利用者負担額
入浴介助体制強化	2 0 円／回
運動機能向上	2 2 5 円／月
栄養改善	1 5 0 円／月
人員配置（Ⅰ）	1 8 円／回
人員配置（Ⅱ）	6 円／回
介護職員応援（要支援 1）	1 3 7 円／月
介護職員応援（要支援 2）	2 4 9 円／月

※基本サービス及び加算額については、上記金額は、通常の 1 割負担となります。別に負担割合が定められている場合は、その負担割合の料金をお支払い頂くこととなります。

2. その他の料金

区 分	内 容
昼 食 代	1 食 6 0 0 円（おやつ代を含む）
入 浴 代	1 回 2 0 0 円
通常地域外交通費	実費
時 間 外 費 用	実際の要した時間における介護報酬の告示上の額と、居宅介護サービス計画上の介護報酬の告示上の額の差額（利用者負担分のみ）
オ ム ツ 代	パットタイプ 20 円（1 枚）、パンツタイプ 80 円（1 枚）、テープ式タイプ 100 円（1 枚）

3. 料金の支払い方法

- ・支払方法は原則、指定口座の金融機関自動引き落としとなります。所定の用紙にてお申込みいただきます。引き落とし日はご利用月の翌 2 6 日となります。
- ・窓口支払の場合は、毎月 1 5 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払ください。お支払いただきますと領収書を発行いたします。
- ・銀行振り込みの場合は、請求書発行月の末日までにお振込み下さい。領収書が必要な方はお申し出ください。